

令和7(2025)年度栃木県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)

(令和7(2025)年6月1日から令和8(2026)年3月31日まで)

1 背景及び目的

栃木県では、ニホンジカによる農林業や自然植生の被害軽減及び生物多様性の保全を目的として、「栃木県ニホンジカ管理計画(七期計画)」(第二種特定鳥獣管理計画(以下「特定計画」という。))を策定し、捕獲の推進及び被害防止対策に取り組むとともに、その状況等をモニタリングしている。

令和5(2023)年度に、過去のモニタリングによるデータ等から生息数を推定したところ、平成25(2013)年度末で28,868頭と推定された。県では生息数の確実な減少を図るため、上記の結果及び過去2回調査時(平成26(2014)年度、平成29(2017)年度)における同時点の推定生息数(23,600頭、31,700頭)を比較し、より低い生息数に基づき、令和10(2030)年度末までに半減以下(生息数11,800頭)を目指すこととし、当面の捕獲目標を年間11,500頭に設定した。

一方、農林業被害額は令和5(2023)年度で1億5千万円近くと、ここ数年増加傾向にあり、被害を防ぐためには被害防止対策の推進とともに、上記の捕獲目標を確実に達成することが必要である。

このため、上記の捕獲目標の達成に向け、特定計画において指定管理鳥獣捕獲等事業を活用することを位置づけ、捕獲に取り組む。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
日光市(社山)	令和7(2025)年11月1日～令和8(2026)年3月31日(予定) (うち、捕獲作業を行う期間) 上記期間のうち12日間程度
日光市(松木)	令和7(2025)年8月1日～令和8(2026)年3月31日(予定) (うち、捕獲作業を行う期間) 上記期間のうち120日間程度
日光市(千手ヶ原)	令和7(2025)年8月1日～令和8(2026)年3月31日(予定) (うち、捕獲作業を行う期間) 上記期間のうち5日間程度
日光市(鬼怒沼)	令和7(2025)年6月1日～令和7(2025)年10月31日(予定) (うち、捕獲作業を行う期間) 上記期間のうち12日間程度
日光市(鶏頂山)	令和7(2025)年7月1日～令和8(2025)年3月31日(予定) (うち、捕獲作業を行う期間)

	上記期間のうち 20 日間程度
矢板市・那須塩原市 (<small>たかはらやま</small> 高原山)	令和 7 (2025)年 8 月 1 日～令和 8 (2026)年 3 月 31 日 (予定) (うち、捕獲作業を行う期間) 上記期間のうち 30 日間程度

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
日光市 (社山)	日光市足尾町	夏季に奥日光や尾瀬地域に生息するシカは、冬季に越冬地 (社山) に集結する。上記越冬地は、徒歩以外でのアクセス手法がないことから、市による有害鳥獣捕獲が進んでいない。	日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園
日光市 (松木)	日光市足尾町	集落から離れていることにより、捕獲圧が不足している。そのため深刻な生態系被害が発生している。	日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画
日光市 (千手ヶ原)	日光市中宮祠	集落から離れていることにより、捕獲圧が不足している。そのため深刻な生態系被害が発生している。	日光鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園
日光市 (鬼怒沼)	日光市川俣	集落から離れていることにより、捕獲が行われていない。そのため深刻な生態系被害が発生している。	奥鬼怒鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園
日光市 (鶏頂山)	日光市川治温泉高原	集落から離れていることにより、捕獲圧が不足している。そのため深刻な生態系被害が発生している。	塩原鳥獣保護区、国有林、日光市鳥獣被害防止計画、日光国立公園
矢板市・那須塩原市 (高原山)	矢板市上伊佐野、那須塩原市宇都野	造林地において幼齢木への被害が発生しているが、市境に位置することから、市による有害鳥獣捕獲が進んでいない。	国有林、矢板市鳥獣被害防止計画、那須塩原市鳥獣被害防止計画

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
-------	----------------

日光市（社山）	捕獲数 100 頭
日光市（松木）	捕獲数 80 頭
日光市（千手ヶ原）	捕獲数 10 頭
日光市（鬼怒沼）	捕獲数 10 頭
日光市（鶏頂山）	捕獲数 10 頭
矢板市・那須塩原市 （高原山）	捕獲数 30 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（１）捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
日光市（社山）	銃猟（忍び猟） ・ライフル銃、非鉛製銃弾を使用 社山は、急峻な地形であることから、対岸斜面に向かって、300m 程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、当該区域は、上述の理由により視認性が高く、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	銃 猟 : 24 人日程度
日光市（松木）	わな猟（くくりわな、囲いわな）	くくりわな : 2400 基日程度 囲いわな : 240 基日程度
日光市（千手ヶ原）	銃猟（待機射撃） ・ライフル銃を使用 千手ヶ原では見通しの良い平坦な地形が多く、シカに接近することが困難であることから、300m程度離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、当該区域は上述の理由により視認性が高く、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	銃 猟 : 10 人日程度
日光市（鬼怒沼）	わな猟（くくりわな）	くくりわな : 240 基日程度
日光市（鶏頂山）	銃猟（忍び猟） ・ライフル銃を使用 スキー場等見通しが良い場所において銃猟を行う際、シカに接近することが困難であることから、300m程度	銃 猟 : 40 人日程度

	離れた遠距離から射撃可能なライフル銃の使用が必要な場合がある。また、このような場所は、上述の理由により視認性が高く、安全に捕獲作業に取り組むことが可能である。	
矢板市・那須塩原市 (高原山)	わな猟（くくりわな） 銃猟（止めさしに限る。）	くくりわな：900 基日程度

②作業手順

<p>【関係者との調整】</p> <p>関係機関との協議及び利害関係人からの意見聴取を行い、事業実施に対する合意形成を図る。</p> <p>【捕獲等の実施】</p> <p>本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲を実施する。捕獲等の実施に際して豚熱ウイルスに対する防疫措置を講じる。</p> <p>【安全管理】</p> <p>受託者には下記①～③の安全管理対策を講じるように適切に監督するとともに、地理的条件から、事故発生時の対応が遅れる可能性があるため、緊急連絡体制の整備等については十分に配慮する。</p> <p>①安全教育、訓練等の実施</p> <p>②安全管理体制の構築</p> <p>③安全管理対策の実施（第三者及び従事者）</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】</p> <p>捕獲個体については各地区の状況を考慮し、原則として埋設又は焼却により適切に処分するが、日光市（社山）における銃猟に関しては、非鉛製狩猟弾を利用するとした上で現場放置を認めるとともに、日光市（鬼怒沼）におけるわな猟に関しては、歩道から十分離れた位置への残置を認める。</p> <p>【錯誤捕獲への対応方針】</p> <p>ニホンジカ以外の獣が錯誤捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣であるイノシシが捕獲された場合は殺処分とする。</p> <p>【捕獲情報の収集及び評価】</p> <p>わな設置箇所毎の捕獲数、捕獲個体の雌雄、成獣・幼獣の別等の情報を収集する。得られた結果については、捕獲効率や捕獲時期等のデータを分析・評価し、学識経験者等の意見を踏まえ、より効果的な実施方法について検討する際の判断材料とする。</p>
--

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

<p>(栃木県実施①)</p> <p>【放置場所】</p> <p>日光市（社山）</p>

【放置理由】

急峻な斜面での捕獲活動となり、捕獲個体の回収が困難であるため。

【放置条件】

非鉛製ライフル実包の使用

(栃木県実施②)

【放置場所】

日光市（鬼怒沼）

【放置理由】

アクセス困難地域での捕獲活動となり、捕獲個体の回収が困難であるとともに、埋設による自然植生の攪乱のおそれがあるため。

【放置条件】

歩道から十分離れた位置への残置

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

栃木県

【実施方法】

業務委託

【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲及び附帯する業務一式

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

わな設置箇所周辺に表示板を設置し、事故の防止を図る。

銃猟に関しては、事業実施前に関係機関に周知を行うとともに、実施区域周辺に注意看板を設置することにより、事故の防止を図る。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

特になし。

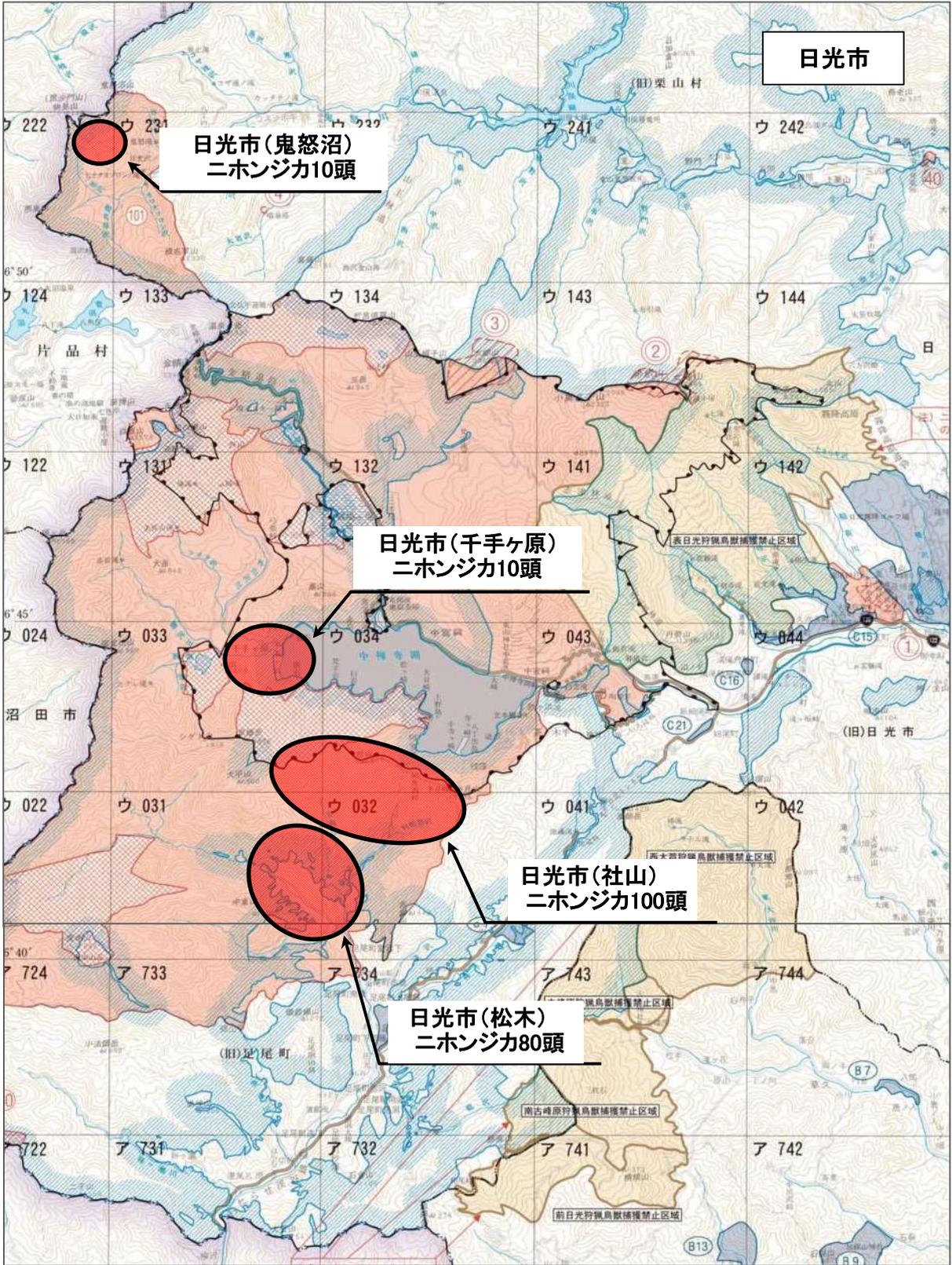
(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲の実施にあたっては、希少猛禽類やその他の野生生物の生息に支障とならないよう配慮するよう、捕獲従事者に周知徹底する。

(3) 地域社会への配慮

捕獲の実施にあたっては、本事業への不安や不信感を与えないよう、事業実施内容を地元住民へ周知徹底する。

令和7(2025)年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域図(ニホンジカ)



日光市

矢板市・那須塩原市

